三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヒサゲ原三七〇の一・三七〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字堂所ノ上一一六八の一、一一七〇の一・一一七一の一・一一七二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村矢部字眞角二八八一の二、字スダ三六〇七の三、三六一一の一、三六一一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字眞角二八八一の二・字スダ三六〇七の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池内川（一）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県加古川市志方町行常
字大谷
四九一番　一号
四九二番　二号及び五十八号
四九二番地先水路敷　三号
四八四番三　九号及び十号
四八〇番　十四号
四七七番　十五号
四七六番　十六号
四七五番一　十七号
四七四番一　十八号及び五十七号
四七四番二　十九号
四四三番　二十号、五十二号及び五十三号
四四二番一　二十一号
四四一番　二十二号
四四〇番一　二十三号
四三九番　二十四号、二十五号、四十八号及び四十九号
四三八番　二十六号、二十七号及び四十五号から四十七号まで
四三七番　二十八号から三十号まで及び四十三号
四六八番一　三十九号から四十二号まで
四三七番地先水路敷　四十四号
四四四番　五十号
四四二番二　五十一号
四七三番一　五十四号
四七三番　五十五号及び五十六号
四七二番一　四号から七号まで
四七二番四　八号
四七二番三五　十一号
四七二番三〇　十二号及び十三号
四七二番二九　三十一号
三〇七番　三十二号
三〇九番　三十三号
三一七番九　三十四号及び三十五号
三一五番　三十六号から三十八号まで
三一六番
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
池内川（二）
砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県加古川市志方町行常
字北山　二一四番四〇　三号
二一四番三一　四号
二一四番二八　五号
二一四番二三　六号及び八号
二一四番二二　七号

○国土交通省告示第八百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芦沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山形県山形市大字山寺の区域内の土地のうち、次の一点から三十九点までを順次結んだ線及び一点と三十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38° 17′ 45.6579″	140° 26′ 32.6438″
2	38° 17′ 46.5478″	140° 26′ 32.1823″
3	38° 17′ 46.8970″	140° 26′ 32.0922″
4	38° 17′ 47.7819″	140° 26′ 32.4211″
5	38° 17′ 48.6809″	140° 26′ 32.2103″
6	38° 17′ 48.7492″	140° 26′ 32.4459″
7	38° 17′ 47.8558″	140° 26′ 33.2227″
8	38° 17′ 47.8939″	140° 26′ 34.3610″
9	38° 17′ 47.6843″	140° 26′ 35.0795″
10	38° 17′ 46.5882″	140° 26′ 35.2821″
11	38° 17′ 46.4259″	140° 26′ 34.8348″
12	38° 17′ 45.6113″	140° 26′ 34.3864″
13	38° 17′ 45.0126″	140° 26′ 34.5853″
14	38° 17′ 43.7344″	140° 26′ 34.7393″
15	38° 17′ 43.1689″	140° 26′ 34.8666″
16	38° 17′ 42.1208″	140° 26′ 35.6143″
17	38° 17′ 41.1885″	140° 26′ 35.4552″
18	38° 17′ 39.7014″	140° 26′ 36.0754″
19	38° 17′ 39.4023″	140° 26′ 35.9904″
20	38° 17′ 37.5536″	140° 26′ 34.1273″
21	38° 17′ 37.2758″	140° 26′ 34.1384″
22	38° 17′ 37.2420″	140° 26′ 34.0180″
23	38° 17′ 36.1174″	140° 26′ 34.2709″
24	38° 17′ 35.8306″	140° 26′ 34.0897″
25	38° 17′ 35.7852″	140° 26′ 33.6228″
26	38° 17′ 36.0297″	140° 26′ 33.1458″
27	38° 17′ 36.4972″	140° 26′ 32.7730″
28	38° 17′ 36.5640″	140° 26′ 31.7971″
29	38° 17′ 37.0175″	140° 26′ 31.1017″
30	38° 17′ 38.0239″	140° 26′ 31.0328″
31	38° 17′ 39.4628″	140° 26′ 31.5560″
32	38° 17′ 39.8202″	140° 26′ 30.3673″